

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置:一部地域の警戒レベルの変更)

2021年2月22日  
在ギリシャ日本国大使館

2月20日、ギリシャ政府は、以下のとり一部の地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。

本件措置の有効期間は、2月22日から3月1日午前6時までとなっております。

■各警戒レベルとその対象地域(2月22日時点)

(1)レベル A(警戒レベル)

下記(2)～(3)以外の全地域

(2)レベル B(危険レベル)

レシムノ郡、ハルキディキ郡、テサロニキ郡、イリア郡(アンドリチェナ-クレステナ市、古代オリンピア市を除く)、ケファロニア郡、タソス郡、ビオティア郡テーベ市とタナグラ市、ラリサ郡テンピ市とアヤス市、ピエリア郡ピドナ-コリンドロス市、カルパソス市、イラクリオン郡イラクリオン市(クレタ島)、コリントス郡コリントス市とネメア市、アルゴリダ郡アルゴス - ミキネス市、イオアニナ郡ジツツァ市

(3)レベル C(高危険レベル)(最も厳しい措置)

アッティカ県、アハイア郡、エヴィア郡(スキロス市を除く)、カリムノス市、ミコノス市、テサロニキ郡コルデリオス-エボズモス市

なお、当館で作成中の最新版の「制限措置の一覧」及び「制限措置の詳細と外出時の申告方法」につきましては、当館ホームページに当該お知らせを掲載する際に併せて掲載させていただきます。

在ギリシャ日本国大使館領事部

EmbassyofJapaninGreece

46, EthnikisAntistasseosSt. , 15231Halandri

TEL:210-670-9910, 9911FAX:210-670-9981

Homepage:http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail:consular@at.mofa.go.jp(領事部専用)